

令和 5 年度

財政健全化審查意見書
経営健全化審查意見書

福山市監査委員

福監査意見審第2号

2024年（令和6年）8月22日

福山市長 枝 広 直 幹 様

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日 下	真 吾
福山市監査委員	早 川	佳 行
福山市監査委員	宮 本	宏 樹

令和5年度財政健全化審査及び経営健全化審査

意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和5年度財政健全化審査意見	頁
第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第4 審査の実施場所及び日程	1
第5 審査の結果及び意見	1
令和5年度経営健全化審査意見	
第1 審査の種類	2
第2 審査の対象	2
第3 審査の着眼点及び主な実施内容	2
第4 審査の実施場所及び日程	2
第5 審査の結果及び意見	2
審査結果の概要及び意見	
1 財政健全化法の概要	3
2 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
3 資金不足比率	7
4 むすび	8
参考資料	
各指標の対象範囲	9

令和5年度財政健全化審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査）

第2 審査の対象

令和5年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点及び主な実施内容

福山市監査基準に準拠し、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であることなどに主眼を置いて実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

実施場所 福山市役所（福山市東桜町3番5号）

日程 2024年（令和6年）8月8日から同月20日まで

第5 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも重要な点において法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

各比率については、次のとおりである。

健全化判断比率 単位：%

区分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	1.1	1.3	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

注：1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、赤字が生じていない場合は「—」と表示している。

2 将来負担比率において、充当可能財源等が将来負担額を上回り、負担すべき実質的な負債の額が生じていない場合は「—」と表示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が黒字となっており、赤字は生じていない。

実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担すべき実質的な負債の額は生じていない。

なお、審査結果の概要及び意見は、後記のとおりである。

令和5年度経営健全化審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査）

第2 審査の対象

令和5年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点及び主な実施内容

福山市監査基準に準拠し、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であることなどに主眼を置いて実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

実施場所 福山市役所（福山市東桜町3番5号）

日程 2024年（令和6年）8月8日から同月20日まで

第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも重要な点において法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

各会計における資金不足比率については、次のとおりである。

資金不足比率 単位：%

区分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
都市開発事業特別会計	—	—	
集落排水事業特別会計	—	—	
食肉センター特別会計	—	—	
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	

注：資金不足が生じていない場合は「—」と表示している。

いずれの会計についても、資金不足は生じていない。

なお、審査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

審査結果の概要及び意見

1 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を見極める健全化判断指標として、実質赤字比率などの4指標が定められており、一つでも早期健全化基準以上となった場合、健全化計画の策定とともに個別外部監査契約に基づく監査が義務付けられている。加えて、公営企業会計（地方財政法第6条に規定する公営企業の特別会計をいう。以下同じ。）について、経営健全化判断指標として資金不足比率が定められており、これが経営健全化基準以上となった場合も同様の扱いとなる。

2 健全化判断比率

（1）実質赤字比率（早期健全化基準…11.25%）

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした比率で、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する実質収支の赤字額（実質赤字額）の割合を示すものである。なお、本市において一般会計等とは、一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計及び誠之奨学資金特別会計である。比率は、次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ①}}{\text{標準財政規模 ②}}$$

実質収支は、当該年度に属すべき収入と支出の実質的差額のことであり、地方公共団体の財政運営の状況を示している。当年度は実質収支が黒字となることから、実質赤字比率については前年度同様「-」となっている。

単位：千円、%

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較
一般会計等の実質赤字額 ①	△ 4,699,508	△ 4,520,189	△ 179,319
一般会計	△ 4,600,050	△ 4,424,288	△ 175,762
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	0	0	0
誠之奨学資金特別会計	△ 99,458	△ 95,901	△ 3,557
標準財政規模 ②	110,066,223	108,118,463	1,947,760
実質赤字比率	-	-	-
(①/②×100)	(△ 4.26)	(△ 4.18)	(△ 0.08)

注：1 実質赤字比率は、赤字が生じていない場合は「-」と表示している。

2 ()書きは、算式によって算出された数値である。

3 実質赤字額、算出された数値は、実質収支が黒字である場合は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率 (早期健全化基準…16.25%)

連結実質赤字比率は、財産区特別会計を除く全会計を対象とした比率で、各会計の実質収支の赤字額等の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } ①}{\text{標準財政規模 } ②}$$

連結実質赤字額は、次のアとイの合計額である。

ア 一般会計、イを除く特別会計における実質収支の赤字額

イ 地方公営企業法を適用する病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計における、主に流動負債（企業債等を除く。）から流動資産を差し引くことにより求められる資金の不足額

当年度は連結実質収支が黒字となることから、連結実質赤字比率については前年度同様「-」となっている。

単位：千円、%

区分		令和5年度	令和4年度	対前年度比較
ア	一般会計	△ 4,600,050	△ 4,424,288	△ 175,762
	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	0	0	0
	誠之奨学資金特別会計	△ 99,458	△ 95,901	△ 3,557
	国 員 健 康 保 険 特 別 会 計	△ 937,493	△ 478,817	△ 458,676
	介 護 保 険 特 別 会 計	△ 229,667	△ 593,812	364,145
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	△ 20,688	△ 11,056	△ 9,632
	駐 車 場 事 業 特 別 会 計	△ 1,647,704	△ 1,653,139	5,435
	都 市 開 発 事 業 特 別 会 計	△ 2,053,463	0	△ 2,053,463
	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	△ 45,744	△ 1,998	△ 43,746
	食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計	△ 724	△ 608	△ 116
イ	病 院 事 業 会 計	△ 15,306,096	△ 17,114,127	1,808,031
	水 道 事 業 会 計	△ 4,190,508	△ 4,267,310	76,802
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	△ 8,938,324	△ 8,715,618	△ 222,706
	下 水 道 事 業 会 計	△ 2,321,905	△ 1,852,068	△ 469,837
	連 結 実 質 赤 字 額 ①=ア+イ	△ 40,391,824	△ 39,208,742	△ 1,183,082
標準財政規模 ②		110,066,223	108,118,463	1,947,760
連 結 実 質 赤 字 比 率		-	-	-
(①/②×100)		(△ 36.69)	(△ 36.26)	(△ 0.43)

注：1 連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合は「-」と表示している。

2 ()書きは、算式によって算出された数値である。

3 連結実質赤字額、算出された数値は、連結実質収支が黒字である場合は負の値となる。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準…25.0%）

実質公債費比率は、財産区特別会計を除く全会計及び一部事務組合等を対象とする比率で、一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金}① + \text{準元利償還金}②}{\frac{\text{（特定財源}③ + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}④\text{）}}{\text{標準財政規模}⑤ - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}④}} \text{の3か年平均}$$

単位：千円、%

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方債の元利償還金①	15,481,603	15,616,009	14,841,328	15,214,253
準元利償還金②	3,920,205	3,825,265	3,842,035	3,894,612
特定財源③	3,166,979	3,212,399	3,233,810	3,289,348
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需額算入額④	15,147,390	14,979,756	14,527,792	14,287,840
標準財政規模⑤	110,066,223	108,118,463	109,583,258	104,581,798
実質公債費比率（単年度）	1.14565	1.34114	0.96971	1.69632
実質公債費比率（3か年平均）	1.1	1.3		

注：1 地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費から繰上償還額等を除いた額である。

2 準元利償還金とは、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額、公営企業会計を含む特別会計（一般会計等に属する特別会計及び財産区特別会計を除く。）、一部事務組合等の地方債の元利償還金に対する一般会計等の実質的な負担額などのことである。

3 特定財源とは、都市計画事業の財源として発行された地方債の元利償還金又は準元利償還金に充当される都市計画税などのことである。

4 基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるものである（普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を控除して不足する額が補てんされるもの）。

この比率は、3か年の平均数値で算出し、当年度1.1%で、前年度に比べ0.2ポイント改善している。

単年度の実質公債費比率を見ると、令和5年度は1.14565%で、前年度に比べ0.19549ポイント改善している。これは主に、控除項目である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増と、地方債の元利償還金の減によるものである。

(4) 将来負担比率 (早期健全化基準…350.0%)

将来負担比率は、財産区特別会計を除く全会計、一部事務組合及び土地開発公社等を対象とする比率で、一般会計等が将来負担すべき額から、充当可能な財源等を控除した後の実質的な負債の額の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額①} - \text{充当可能財源等②}}{\text{標準財政規模③} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}}$$

単位：千円、%

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較
将来負担額 ①	227,660,939	210,911,051	16,749,888
地方債の現在高	154,642,594	143,882,281	10,760,313
債務負担行為に基づく支出予定額	1,927,606	1,974,021	△ 46,415
公営企業債等繰入見込額	44,678,699	39,215,597	5,463,102
組合負担等見込額	3,798,980	4,118,604	△ 319,624
退職手当負担見込額	22,612,476	21,713,919	898,557
設立法人の負債額等負担見込額	584	6,629	△ 6,045
充当可能財源等 ②	275,098,713	272,187,094	2,911,619
充当可能基金額	48,657,658	46,862,372	1,795,286
特定財源見込額	38,574,632	36,618,569	1,956,063
うち都市計画税	34,901,718	32,780,745	2,120,973
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	187,866,423	188,706,153	△ 839,730
標準財政規模 ③	110,066,223	108,118,463	1,947,760
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	15,147,390	14,979,756	167,634
将来負担比率	—	—	—
((①-②) / (③-④) × 100)	(△ 49.9)	(△ 65.7)	(15.8)

注：1 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、負担すべき実質的な負債の額が生じていない場合は「—」と表示している。
 2 ()書きは、算式によって算出された数値である。
 3 地方債の現在高は、一般会計等における地方債現在高である。
 4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、地方債現在高に対して普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されると見込まれる額のことである。

当年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、将来負担比率については「—」となっている。

前年度と比較すると、充当可能財源等において都市計画税などの特定財源見込額が増加したものの、将来負担額において地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額がこれを上回って増加している。

3 資金不足比率（経営健全化基準…20.0%）

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 ①}}{\text{事業の規模 ②}}$$

いずれの会計においても資金不足は生じていないことから、資金不足比率は「-」となっている。

単位：千円、%

区分		資金の不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 (①/②×100)
都市開発事業特別会計	令和5年度	△ 2,053,463	6,850	- (△ 29,977.5)
	令和4年度	0	132,759	- (0.0)
	対前年度比較	△ 2,053,463	△ 125,909	- (△ 29,977.5)
集落排水事業特別会計	令和5年度	△ 45,744	47,553	- (△ 96.1)
	令和4年度	△ 1,998	51,694	- (△ 3.8)
	対前年度比較	△ 43,746	△ 4,141	- (△ 92.3)
食肉センター特別会計	令和5年度	△ 724	108,696	- (△ 0.6)
	令和4年度	△ 608	107,347	- (△ 0.5)
	対前年度比較	△ 116	1,349	- (△ 0.1)
病院事業会計	令和5年度	△ 15,306,096	19,151,988	- (△ 79.9)
	令和4年度	△ 17,114,127	18,176,959	- (△ 94.1)
	対前年度比較	1,808,031	975,029	- (14.2)
水道事業会計	令和5年度	△ 4,190,508	7,552,659	- (△ 55.4)
	令和4年度	△ 4,267,310	7,636,627	- (△ 55.8)
	対前年度比較	76,802	△ 83,968	- (0.4)
工業用水道事業会計	令和5年度	△ 8,938,324	2,720,066	- (△ 328.6)
	令和4年度	△ 8,715,618	2,663,025	- (△ 327.2)
	対前年度比較	△ 222,706	57,041	- (△ 1.4)
下水道事業会計	令和5年度	△ 2,321,905	7,324,851	- (△ 31.6)
	令和4年度	△ 1,852,068	7,333,667	- (△ 25.2)
	対前年度比較	△ 469,837	△ 8,816	- (△ 6.4)

注：1 資金不足比率は、資金不足が生じていない場合は「-」と表示している。

2 () 書きは、算式によって算出された数値である。

3 事業の規模とは、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額をいう。

4 都市開発事業特別会計の資金の不足額は、実質赤字額から販売用土地の収入見込額を控除した額が負（黒字）となった場合、販売用土地の取得、造成のための地方債残高及び他会計長期借入金を加えた額のことをいう。ただし、この額が正（赤字）となった場合、資金の不足額は0円とする。資金不足が生じていない場合「△」表示となる。

5 集落排水事業及び食肉センターにおける資金の不足額は、実質収支の赤字額のことであり、黒字の場合「△」表示となる。

6 病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の資金の不足額は、決算時に作成される損益計算書でいう未処理欠損金のことではなく、主には流動負債（企業債等を除く。）から流動資産を差し引いた資金の不足額のことをいう。資金不足が生じていない場合「△」表示となる。

4 むすび

当年度、本市においては、歳入の根幹をなしている市税が、個人市民税や固定資産税の増などにより増加した一方、歳出では、ごみ処理施設建設などの投資的経費の増加に加え、物価高騰対策などの給付金や障がい福祉サービス事業費などの扶助費及び保険会計への繰出金など社会保障関係費が増加している。

本市の令和5年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから該当の数値はない。実質公債費比率は1.1%で、前年度と比べて0.2ポイント改善している。将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担すべき実質的な負債の額が生じていないことから、該当の数値はない。また、資金不足比率はすべての会計で資金不足を生じていないことから、該当の数値はない。このように、いずれの指標も、健全化計画の策定等を義務付けられている早期健全化基準又は経営健全化基準には至っていない。

制度創設以降、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については該当の数字がなく、また、実質公債費比率及び将来負担比率の数値についても、継続した公債費対策などの取組により改善されてきた。当年度においても、原油価格・物価高騰への対応、また必要な投資を行う中で、引き続きその水準が維持されたことは、評価できるものである。今後は、これまで取り組んできた抜本的な浸水対策やごみ処理施設建設などにより公債費が増加すると見込まれており、指標の動向に留意する必要がある。

少子高齢化や人口減少の更なる進行、激甚化・頻発化する自然災害、原油価格・物価高騰への対応など、今後も厳しい財政運営が続くものと見込まれる。こうした中においても、本市が直面する課題の解決や将来の発展に向けた取組を着実に推進する必要がある。

引き続き、社会経済情勢の動きや時代の変化を的確に捉え、中長期的視点に立った健全で持続可能な財政運営に努められるよう要望する。

各指標の対象範囲



